

相模原市農業委員会第22回会議議事録

開 会 日 時 令和2年12月25日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和2年12月25日 午後3時52分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		市川忠孝		藤村達人
	八木拓美		小林康史		高橋三行
	關山富雄		齋藤憲一		天野明
	古木清		菱山喜章	19	加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健	14	金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 16名

欠席委員 2名(14番金井睦委員、19番加藤正博委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 濱端雄高 齊藤綾子 山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席4番

議席6番

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第10回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第58号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第59号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第60号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第61号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第62号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第63号	農用地利用配分計画の作成について
10	報告第51号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第52号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第53号	非農地証明書の発行について
13	報告第54号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
14	報告第55号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第56号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第22回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。よろしく申し上げます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。

本日、14番金井睦委員、19番加藤正博委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番古木清委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第10回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第10回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

[特になしの声]

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第10回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-9から3-11及び3-1007から3-1008は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから6ページを御覧ください。

收受番号3-9及び3-10は、緑区二本松に住む申請人が親子間で共有持分の分割をするための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、二本松の畑、2筆、各582㎡です。今後の作付は、コマツナの栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地19筆、12,937㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、父、子ともに300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-11は、株式会社ゆうゆう農場が、経営規模拡大のため、所有権移転をするための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、1筆、1,601㎡です。今後の作付は、スイカ、メロン、パパイア、ブロッコリーの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地10筆、11,968㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。なお、申請地は、かつて小屋や樹木があり、荒れていた場所であったため、お手元の現地の資料では、農地への復元作業をしている状況となっています。

続きまして、收受番号3-1007は、緑区千木良に住む譲受人が、千葉縣市川市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、緑区寸沢嵐の畑、3筆、655㎡です。今後の作付は、ユズの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、4,173㎡全て適切に管理されている

ことを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-1008は、東京都渋谷区に住む譲受人が、川崎市麻生区に住む譲渡人の所有する農地を、新規就農に伴い、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、緑区长竹の畑、12筆、9,281.73㎡です。今後の作付は、ハーブ、果樹、露地野菜などの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。令和2年8月18日付で新規就農認定を受けており、申請後の農地面積は9,281.73㎡となり、農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日の計画となっており、要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。なお、就農に伴い、申請地の隣地に自宅を建築し、相模原市に転入する予定です。この後の議案第60号農地法第5条の規定による許可申請についてで御審議いただく予定です。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

続いて、私から、17日の役員会で意見や確認、指示事項が何点かございますので、補足説明をさせていただきます。この議案におきましては、4ページからの収受番号3-1008でございますけれども、新規就農者における実現性への確認がありました。譲受人は、先月の全員協議会で新規就農者の御報告をさせていただいた方ございまして、認定農業者の法人の下で、平成15年から19年にかけて農業研修を修了し、農業技術を習得している方です。知人の協力をいただきながら、母と2人で営農を予定して、露地野菜と果樹の作物ごとの作付計画の提出を受けておりました。播種や植え付け、収穫時期は、それぞれ異なってきております。現況の農地は、現在、耕作の見通しが見込めない状況にありますので、許可後は譲受人によって計画的に耕作していく計画になっておりました。今後の譲受人の営農に対しましては、農協や県の支援についてアドバイスしていくとともに、耕作計画に対するサポートをしていくということで応援していく必要があるのではないかという見解がありました。なお、申請地の全体の形状については、3段の土地形状農地となっております。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-9及び3-10については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

6番（阿部委員）

3-9、3-10について説明します。12月20日に現地を調査し、また、関係するお二人の御自宅、作業所に行ってお話を聞いてきました。先ほど事務局で説明したと

おり、申請地そのものは生産緑地ですが、持分をそれぞれ2分の1ずつにしていたものを、将来のことも考えてという言い方をしていましたが、筆を分けて、それぞれが所有するということでした。専業の農家で、ちょうど行ったときには、親子3人でコマツナの収穫、それから、出荷用に束ねる作業中だったんですが、コマツナ、ヤマトイモを中心に、二本松のエリア、それから、大島のエリアで手広くやっています。特に、相原、二本松では、販売農家としては主力の農家であります。そうしたことから、ここでの申請については、問題ないものと判断いたします。

以上です。御審議よろしくお願いいいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1 1 については、緑区担当委員さん、お願いいいたします。

4番（古木委員）

12月20日に現地を調査しました。この筆は、前がかなり残土、コンクリート片とか鉄屑などのごみが結構あるんですよ。やる前の状況はかなりひどかったというので、今回、大型ユンボ2台が入って、今はきれいに整備されている。そして、土を入れ替え、中に赤土を入れてあります。その上に黒い土を混ぜるという工事で、工事は当分かかりそうです。今朝の状況でも、ユンボ自体がフル稼働しているんですが、両端の畑はきれいになっております。どのように整備されていくか確認をしたいと思います。このがらくたのコンクリートは搬出するというので、専門業者がやっております。この場所は、大沢小学校の南側370mのところになります。畑を譲り受ける会社は、ゆうゆう農場であります。約1,601㎡の畑で、パパイア、スイカ、メロンの栽培を計画しているということで、今までの畑と違った、見違えるような畑になるのではないかと思います。御審議のほど、よろしくお願いいします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1 0 0 7については、相模湖地区担当委員さん、お願いいいたします。

5番（江藤委員）

12月19日に現地調査に行ってきましたけれども、この畑は、数年来、ずっと草刈りだけしているようですね。写真で見れば分かるんですけども、草が伸びていて、毎年、草刈りをする畑です。ユズを栽培するということですが、日当たりもよくて、適しているのではないかと思います。それと、現地写真のを見ていただきますと、道路が下に通っているんですけども、高いところで3mぐらいあります。作業上、非常に危険なところですので、気を付けて栽培をしていただきたいと思います。譲受人は、千木良で農業歴30年、耕作面積は約4反、奥さんと一緒に耕作しているという話を聞いております。以上の理由から、何ら問題はないと思います。御審議をお願いします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1 0 0 8については、津久井地区担当委員さん、お願いいいたします。

9番（市川委員）

12月20日に現地を見てきました。長竹地区の通称信玄道と言われるところから上に乗ったところが現地です。農地が12筆ありまして、柿とミカンが植わっている果樹

畑、荒れたつるがいっぱい絡まっている茶畑、手入れをされず大木になった梅の木やイチョウの木が植わっていました。その他は、以前、この地主さんが果樹をやっていたので、梨とかが栽培されていました。管理人がいなくなってから久しいので、草は刈ってありましたが、荒れています。新規就農者が入って有効利用されることになればよいと思います。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

3-11、この法人さんは頑張っているんですけど、この写真やインターネットの航空写真を見ているんですが、この面積の全体が不良な使い方をされているわけではなく、3分の1は畑としては生きている状態ですね。奥のほうはごみ捨て場みたいになっていましたので、古木さんがおっしゃるように、ごみ処理みたいのはしていると思います。ただし、この写真は、将来、赤土を入れると言っていたけど、明らかに土取りがやられている。何の申請も出ていなくて、不法にやったということですね。この辺は、事務局で確認しているのでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

古木委員からの連絡、営農センターからの連絡、小林委員からの連絡で、事務局でも現地は確認しております。前の耕作者が、藤村委員が言うように、航空写真に載っているような使い方をしていまして、そのときも再三、事務局側としては、きれいにして返ささいという指導はしていました。ただ、本人も、やるだけはやってみたいですが、荒れた状態。それで今回、農地の是正という形で事務局側は捉えています。それと、先ほど、赤土を入れて、黒土を取っていると言われましたけど、先ほど古木委員が見せてくれた写真のように土の中にごみが入っていて、それをごみと合わせて一緒にきれいにしていくと、土が足らなくなってしまう。そのまま全部、汚い土をごみと一緒に取って、あとのきれいな部分、上の部分を戻すと、地面の高さがほかの農地よりも下がってしまうので、それを防ぐために、下に赤土を入れて、きれいな黒土を上にかぶせる作業をしています。

4番（古木委員）

今朝の状況、今朝撮った写真、見えますか。こんな状況で、この辺まで土を盛るのではないかと思います。それと、先ほど、境から15cmぐらい内側に穴を掘って、残土の入れ替えをやっていた。それで出てきたものをごみ処理しているのが実態ですが、どうなるかは、推移を見て、また報告します。

16番（藤村委員）

そうすると、事務局側の説明にはなっていますが、そこも含めて、本来は、要チェックですね。今まで結構、危なっかしいことをやられているので。未来形としては、この法人さん、頑張っている方だから、きれいに使われるでしょうけど、その前がちょっとね、もうしようがないね、これ、チェックしようがないからね。

4番（古木委員）

山口推進委員もそう言っていました。今よりきれいになればいいのではないかなと。畑になればいいかなという感想ですが、私もそう思っています。

16番（藤村委員）

はい、了解です。
議長（八木会長）
ほかによろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第57号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程3議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第58号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-12は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号3-12は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。案内図は5ページを御覧ください。申請地は、緑区下九沢の畑、1筆、647㎡です。リニア中央新幹線は品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通りますが、その区間については、区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネルなどを建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場所については、大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。旧相模原市域での農地の区分地上権の設定は、宮下本町から大島方面にかけて、おおよそ50件の予定となっております。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、補足させていただきます。ただいま区分地上権の案件について御説明させていただきましたけれども、役員会では、区分地上権を設定する範囲についての質問と、皆様への説明の指示がありました。トンネルについては、内径で約1.3m、外径で1.4mになります。横の範囲は1.4mプラス両サイドに0.5mずつになりますので、横の範囲の合計は約1.5mとなります。上下については、トンネルの外径からそれぞれ最低5mとなりますので、上下の範囲は2.5m弱となります。横が約1.5m、上下が2.5mぐらいが地上権を設定する範囲になります。地下の範囲ということですね。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は、地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

具体的に、ここは地下何mになるんでしょうか。

事務局（鈴木次長）

地盤面が、東京湾平均海上面131.27mで、そこから16.5mぐらいになります。そこから2.5mぐらいの範囲という感じの設定です。

16番（藤村委員）

では、この土地の下、十何mのところに通るということですね。

事務局（鈴木次長）

地盤面が海面上で積算されているので、野菜が植わっているところとは断言できないが地表からになります。

16番（藤村委員）

135mというのは、通る穴の場所？

事務局（鈴木次長）

135mは穴が通るということではなく、東京湾の平均海面を基準としたもので、海面から何mの高さと言うことです。

16番（藤村委員）

だから、135mというのはどこの穴？ どこの辺り？

事務局（鈴木次長）

GLが海面上131.27になります。簡単に述べると地表から16.5mのところトンネルの上があるということになります。

16番（藤村委員）

そうすると、16mは穴を掘って何も出てこなくて、10mといっても、相当、深いところもね。

事務局（鈴木次長）

はい。

16番（藤村委員）

はい、分かりました。

17番（高橋委員）

区分設定が1か所と、ここだけというのではなくて、今後、この近隣のところについてずっと出てくるんですか。どういう方向に行っているか分かりませんが、畑があるようですけど。

事務局（伊藤担当課長）

まず、今回、第1弾といいますか、出てきた案件です。今後、市街化区域であっても、調整区域であっても、農地の下を通るのであれば、総会の議案として上程します。

事務局（鈴木次長）

宮下本町から大島にかけて、この案内図でいうと、この周辺の点線があるんですけど、宮下から大島にかけて、50か所ぐらいの予定でいます。

17番（高橋委員）

そうですよね、はい。

議長（八木会長）

ほかに御質問ありますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第58号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第59号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-9から4-12及び4-1003から4-1004は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから12ページを御覧ください。

收受番号4-9は、申請人が所有する緑区大島の農地、1筆、2,845㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み2段から3段で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は晃友脳神経外科眼科病院の北西約130mです。

続きまして、收受番号4-10は、申請人が所有する緑区大島の農地、1筆、248㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、波板鋼板高さ1.5mを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は水場公園の南東約70mです。

続きまして、收受番号4-11は、申請人が所有する南区新磯野の農地、1筆、591㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板高さ30cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約90mです。

続きまして、收受番号4-12は、申請人が所有する中央区上溝の農地、1筆、779㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み1段から2段及びフ

エンス高さ60cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳩川すみれ公園の南東約330mです。

続きまして、收受番号4-1003は、申請人が所有する緑区中野の農地、1筆、376㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、近隣の水道工事業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、波板鋼板高さ30cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の西約120mです。

続きまして、收受番号4-1004は、申請人が所有する緑区牧野の農地、3筆、1,563㎡を植林するために転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、当該農地は山林に囲まれており、畑としての使用が難しいため、ヒノキの苗木を630本、幅1.8m間隔で植えつけていく計画です。隣接地への被害防除につきましては、周囲が山林となっており、影響はありません。申請地は菅井生活改善センターの北約300mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは補足させていただきます。10ページの收受番号4-9ですが、計画内容についてです。こちらについては資材置場として、重機等のほか、碎石RC40、RC10の置場の確保及び駐車場7台分の計画となっています。なお、申請地は農業振興地域でありますので、都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例に基づく区域指定はできない土地であることを説明しました。

次に、11ページの收受番号4-1003につきましては、水の流出に関してですけれども、写真の一部に側溝が写っているかと思えます。側溝とは逆側、擁壁側に勾配をつけまして、敷地内浸透とする計画であることを説明しています。なお、隣接が駐車場になっているんですけれども、その事業者の了承も得ている旨を申請者から確認しております。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-9及び4-10については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

12月20日に現地を確認しました。4-9の畑は2,845㎡あって、常に耕作されていたということで、畑の状態としては、特に問題なかった。せっかくの畑がもったいないなとは思いますが、先ほども説明がありましたように、境界に2~3段ブロック積みで土留めします。雨水対策は碎石敷きによる敷地内浸透をを行います。周りについては、入口が結構狭いので、図面で電柱があるんです。電柱を約1.5m移動してあります。整地された場所は中にいろいろな資材が置かれ、駐車場にもなります。皆さんのお手元にもあるんですが、奥のほうに鋼板が見えるんですが、これは全く関

係ありません。この周りは全部、ブロック積みでやるという状況であります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

古木委員、4 - 10についてはいかがですか。

4番（古木委員）

12月20日に確認しました。この場所は、宅地開発されている場所です。両サイドに家が建って、住人が住んでおります。その間の農地を資材置場に転用し、雨水対策は砂利を置き、敷地内浸透をやるということであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

それでは続きまして、收受番号4 - 11については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

12月18日に現地調査をまいりました。航空写真から見ますと、東側はきれいに耕作されているところですが、左側は比較的、資材置場等になっているところですが、今回のところも写真を見ていただくと分かりますが、隣は車両置場になっていまして、奥はごみのようなものが見えますが、その奥は野菜が作られています。その奥のほうを駐車場にするということですが、雨水の関係は厚み10cmの砂利敷きということで、比較的、水はけのいいところですので、雨水に関しても問題はないところだと思います。御隣の人等も壁が見えていて荒れているようですが、これを機会に、きれいになっていただければよろしいかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4 - 12については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

12月20日に現地を確認してまいりました。現況、少しですけれども、作物が植えつけられていまして、畑として利用されている状態です。案内図で見まして、右側に市道が通っています。道幅は約7mです。左側は姥川です。この区画ですけれども、市道側の区画は境の縁石というか、くいがありまして、はっきりしていますけれども、左側の姥川沿いの境がよく分からなかったです。道側から真ん中に通路を造りまして、手前から3台ずつ駐車するようにしまして、その奥側に資材を置くという計画になります。周りはブロック2段積みにしまして、上は60cmの縦格子の見通しのよいフェンスですので、下側の畑にも、日の当たり方にしても問題はないと思われまます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4 - 1003については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

12月20日に現地調査いたしました。事務局が言われたとおり、地図を見ていただくと分かるんですけど、トヨタカローラ神奈川津久井店に向かって傾斜しているんですね。30cmの土留め板を設置し、雨水に対しては敷地内浸透とするということで、土留め板と敷地内浸透で大丈夫ではないかなと思っています。あとは事務局の説明したとお

りなので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号4 - 1004については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

12月22日に現地を見てまいりました。申請理由は山林にするということですが、ここの農地は段々畑のような畑です。ところが、イノシシにより法面が壊されまして、全部1つの斜面のような状態でございます。周囲は二、三十年経っている大きな木が植えてあります。ここの農地は案内図を見ていただければ分かりますとおり、等高線の間隔が狭くなっていますので、相当な傾斜でございます。事務局の説明にありますように、ここについては畑として耕作はできないような状況ですので、問題はないかと思えます。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

11番（齋藤委員）

4 - 9で、事務局に再度聞きたいんですけど、農業振興地域内での転用、資材置場と駐車場のところではないんですけど、転用の許可というのは、方向的には問題ないんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

農業振興地域内で白地の場合は、第2種、第3種の要件が取れば、転用は可能です。

11番（齋藤委員）

はい、分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 6 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 6 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1 2 及び 5 - 1 0 3 1 から 5 - 1 0 4 2 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 2 年 1 2 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14 ページから 20 ページを御覧ください。

收受番号 5 - 1 2 は、譲受人の株式会社相武建築が、譲渡人が所有する磯部の農地、3 筆、9 9 0 m²の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 2 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、現在、建築業を営んでおり、使用している事務所兼資材置場が手狭となったため、新たな資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、単管パイプ及び安全鋼板高さ 5 0 cm で土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の東約 2 6 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 3 1 は、譲受人が譲渡人の所有する緑区中野の農地、1 筆、1 5 6 m²の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 3 ページを御覧ください。申請理由といたしましては、現在、貸家に住んでおり、新たに自己住宅を建築するための申請です。農地区分は第 3 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック 6 段積み及び擁壁を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は市立中野小学校の南西約 2 3 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 3 2 は、譲受人が譲渡人の所有する緑区小倉の農地、1 筆、2 9 9 m²の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 4 ページを御覧ください。申請理由といたしましては、リニア中央新幹線建設に伴う収用移転のため、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第 2 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック 2 段から 3 段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は向原南公園の南西約 8 9 0 m です。なお、本申請は、都市計画法の開発許可との許可調整をしております。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 3 3 は、譲受人が譲渡人の所有する緑区小倉の農地、

1筆、299㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。申請理由としましては、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック2段から3段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は向原南公園の南西約930mです。この申請においても、都市計画法の開発許可との許可日調整を行っております。

続きまして、收受番号5-1034は、譲受人の住宅相談室心株式会社が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、1筆、904㎡を所有権移転して、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、不動産業を営んでおり、2区画分の宅地造成をするものです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段及び土留め鋼板を設置し、雨水については、敷地内浸透で処理する計画です。申請地は市立中野小学校の南西約220mです。

続きまして、收受番号5-1035は、譲受人の株式会社トーテツが、譲渡人が所有する緑区长竹の農地、2筆、969㎡の所有権移転を受け、事務所に転用するための申請です。現地の状況につきましては、案内図と照らし合わせながら、お手元の資料を御覧ください。この後、收受番号5-1037まで同じページとなります。案内図は17ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、建設業を営んでおり、事業拡大のため、新たに事業所を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に高さ40cmのトタン板を設置し、雨水については敷地内浸透、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は串川出張所の北約490mです。

続きまして、收受番号5-1036は、譲受人の株式会社トーテツが、譲渡人が所有する緑区长竹の農地、3筆、1,056㎡の所有権移転を受け、貯水設備展示場に転用するための申請です。申請理由としましては、現在、建設業を営んでおり、主に雨水の貯水設備の建設販売を行っており、今回、申請地で実際に使用しながら、設備の展示をするためです。貯水した雨水は、先ほど3条許可の隣接する農地に使用する予定です。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に高さ40cmのトタン板を設置し、雨水については、敷地内浸透として処理する計画です。申請地は串川出張所の北約560mです。

続きまして、收受番号5-1037は、譲受人が譲渡人の所有する緑区长竹の農地、4筆、445.5㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。申請理由といたしましては、新規就農に伴い、新たに自宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に高さ40cmのトタン板を設置し、雨水については敷地内浸透、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は串川出張所の北約580mです。

続きまして、收受番号5-1038は、借受人の測建株式会社が、貸出人が所有する

緑区三ヶ木の農地、1筆、284㎡を賃借権の設定により借り受け、資材置場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、測量業を営んでおり、事業拡大に伴い、使用している資材置場が手狭となり、新たに資材置場を確保するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に高さ40cmの鋼板を設置し、雨水については敷地内浸透により処理する計画です。申請地は神奈川中央交通三ヶ木バスターミナルの南東約190mです。

続きまして、收受番号5-1039は、借受人が貸出人の所有する緑区中野の農地、1筆、180㎡を使用賃借権の設定により借り受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は19ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、貸家に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック2段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は中野小学校の南西約230mです。

続きまして、收受番号5-1040は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青山の農地、2筆、168㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、居住している住宅地が手狭となり、敷地拡張するための申請です。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック1段から2段積みを設置し、雨水については敷地内浸透で処理する計画です。申請地は串川保育園の北約340mです。

続きまして、收受番号5-1041は、譲受人の株式会社クロス・ユーが、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、694㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は21ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、不動産業を営んでおり、1区画の宅地造成をし、販売するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段積みを設置し、雨水については敷地内浸透で処理する計画です。申請地はシュタイナー学園高等部の北約140mです。

続きまして、收受番号5-1042は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青山の農地、1筆、409㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。申請理由としましては、現在、貸家に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロックを使用するとともに、敷地の外周に高さ20cmの鋼板を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は串川出張所の南約420mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から補足させていただきます。

最初に、14ページの收受番号5-12ですが、事業計画についてです。申請地は事業所から1.8キロのところにあります。申請計画では、コンクリートブロック、コンパネ、砂、単管、足場板などの置場のほか、駐車5台分を確保する計画であります。

15ページの收受番号5-1034につきましては、宅地造成に当たっての基準や施工後の計画についてですが、申請地外周の土留め策については、先ほど御説明したとおりでございますけれども、都市計画法に規定する用途地域に指定されている場合には、宅地造成の許可は可能になっておりまして、第1種低層住居専用地域になります。計画としては、3月に工事を完了し、4月に販売開始となっております。

次の5-1035につきましては、事業所の計画や信玄道からの進入路についてです。従事者は12名となっております。事業所、食堂、会議室を設置する計画であります。また、入口の進入路については、信玄道からの進入路になりますけれども、隣接する地権者から、電柱移設の了承をもらっておりまして、拡幅して、傾斜もなだらかに入れるよう計画しております。

16ページの收受番号5-1036につきましては、雨水の貯水槽設備の構造等についての確認がありまして、あわせて、皆様への説明の指示がありましたので、パンフレットの一部を皆様に送付させていただいております。資料は「UN水貯水システムとは」と記載している1枚物になりますけれども、この資料の左下のC、地上設置型が本案件になります。この計画では、縦20m、横15m、高さ2.2mで、貯水量は413³m³となっております。雨水利用を目的とした貯水槽で、販売に向けて実践していきながら、展示場を計画しているものです。なお、この貯水槽設備の用途につきましては、災害や非常時の備え、都市型洪水防止、地下水の涵養、工業・農業用水の確保などに活用されるものになります。5-1035とともに、申請地は、圏央道のアクセスですとか、首都圏での事業展開を行う上でよい候補地としておりまして、3月までに造成を完了し、10月に建築工事完了の計画となっております。

17ページの收受番号5-1037におきましては、先ほど審議いただいた3条許可の新規就農者になりますけれども、新規就農に併せて自己住宅を計画するもので、案内図の一番高いところに住宅を建設する予定となっております。

18ページの收受番号5-1040につきましては、敷地拡張の基準についてでございますけれども、現在の敷地は道路分を含めまして284.79²m²ありまして、申請地が168²m²となっておりますので、合わせまして452.79²m²となります。500²m²を超えておりませんので、基準を満たしていることを説明しています。

19ページの收受番号5-1041につきましては、施工後の計画について確認するよう、指示がございました。都市計画法に規定する用途地域に指定されている場合は許可が可能であります。この用途は第1種中高層住居専用地域であります。計画としては、3月の工事完了後に販売開始の計画でありまして、買い手の見込みはあることを申請者に確認いたしました。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号5 - 12については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

12月18日に調査しております。先ほど事務局で説明があったように、周りを鋼板で囲んで、敷地は砕石積みで行うことにしたようですね。道路のほうが傾斜があると思うんですが、道路からすぐのところに砂利置場があります、大雨等により、道路への砂利の流出が懸念されます。そのところの注意を払った上で許可をしていただければよろしいのではないかと思います。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1031、5 - 1034、5 - 1038及び5 - 1039については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

12月20日に現地調査いたしました。ここは5 - 1031の現地写真を見てもらえば分かります、周りに家が全部建ってしまって、残りの1区画みたいな感じでありました。それと、その建物が建つ隣に京王津久井のソーラーパネルの発電所があります。隣に迷惑をかけることもないですし、何ら問題ないと思います。皆さんの御審議、よろしく申し上げます。

続いて、5 - 1034ですが、12月20日に現地調査しました。案内図16ページを見てもらうと、ソーラーパネルの発電所の真裏になります。事務局の説明のとおりですけど、入口がちょっと細長くなっておりまして、地図上のと書いてあるところは結構みんな野菜とか何かを作っている畑になっていますので、雨水の浸透だけ、ちょっと心配ですけど、雨水については敷地内浸透する形になっていますので、何ら心配ないと思います。皆さんの御審議、よろしく申し上げます。

続いて、5 - 1038ですが、12月18日に現地調査しました。この地図の下のほうは貸出人の農地になります。問題ないと思いますし、恐らく、下の農地に行く道は造ってくれるとは思いますが、何ら心配ないと思います。

5 - 1039ですが、12月20日に現地調査してまいりました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1032及び5 - 1033については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

12月18日に現地調査しました。両方の案件とも、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のために自己住宅を建設するものでございます。5 - 1032については、案内図の14ページを御覧いただくと分かりやすいですが、登記は畑になっていますけど、不耕作の状況です。案内図の矢印があるところが耕作されている畑でありますけど、南側に面しています。道路の上側が北で、日照権等も問題ないので、畑も特に問題なくやる方はやっていると。近隣の2人の方にもいろいろ聞きましたけど、全く問題ないのではないかなと思います。

5 - 1033、案内図の15ページですけど、こちら移転に伴って、自己住宅を建設します。この下側の三角の農地はちょうど南側に位置しますので、きれいに耕作して

いるんですけど、問題ないのではないかなと。奥は西側が耕作されている畑ですけど、同じ地主の土地ですから問題ないと思います。こちらも近隣の方にも聞きまして、リアの関係ですから、しょうがないですね、問題ありませんねというような意見です。この一帯は、両方とも非常に住宅が多いところで、畑等を引き続きやるという場所よりは、住宅が非常に増えている場所でございます。

以上でございます。御審議のほど、お願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1035から5 - 1037については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

12月20日に現地を確認してまいりました。現地は長竹地区の信玄道と言われる、先ほど3条で出た場所です。この畑は、キウイが植えられていましたけれども、あまり管理されていなかったところですが、ここに事務所をつくるということですが、入口がちょっと狭くて、電柱もあって入りづらい所で、事務所につながる脇道もちょっと狭いですが、事務局の説明があったとおり、電柱を移動させられるような状態だそうです。その問題が解決されればいいのではないかなと思います。やむを得ないかなと思います。

続きまして、5 - 1036ですが、現在、以前、農作業されていた畑に棚が張ってありました。草刈りがしてあって、見通しもよいところだったんですけども、貯水設備の展示場をつくるということで、ちょっと高台になるもので、雨水対策を十分にしていただければいいのではないかと思います。事務局の説明どおりということで、よろしく御審議ください。

続きまして、5 - 1037、これも3条で説明した方が自己住宅を建てます。入植するに当たって、かなり上のほうの場所ですけども、進入路、境界ぐい等を確認しました。あとは事務局の説明どおりです。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1040及び5 - 1042については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

12月22日に現地を調査してまいりました。5 - 1040ですが、これは11月の総会で承認を受けた隣地です。地図で見ますと、上のほうの道路が信玄道になります。信玄道から下に3mに下がっています。この前のときには駐車場を置いて、出入りされるということで、申請地が残ってありました。現地なんですけれど、進入路がなくなってしまうので写真の奥のほうは、申請人の住宅敷地ということなので有効活用できると思います。

5 - 1042ですが、これは国道412号に閑という信号の付近にある下り坂を進みますが、串川を渡っていったところにあります。このところは奥が平らに見えますけど、手前から向こうに向けて緩やかに傾斜しています。非常に住むにはとてもいいところですが、農地としては、ずっとやっていくにはなかなか難しいところなので、住んで農園でもやっただけでも有効活用かなと思います。御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1041については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

12月22日、現地へ確認にまいりました。きれいに畑が耕うんされている場所ですが、この土地については区画も明確になっており、申請理由は宅地造成となっておりますが、やむなしと思います。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

よろしいですか。

事務局（鈴木次長）

すいません、收受番号5 - 12ですけれども、先ほど地区担当委員の御説明の中で、砂が道路に入らないようにということがございました。その旨については、申請者側にお伝えさせていただきます。

以上です。

議長（八木会長）

それでは、よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第60号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第61号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、21ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-171及び2-1083は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22ページから23ページを御覧ください。

本案件は、地権者と耕作者との相対での利用権設定となります。

整理番号2-171は、解除条件付賃貸借の利用権設定をするものです。案内図は23ページを御覧ください。契約期間は10年、筆数は5筆、面積は6,605㎡です。補足説明しますと、こちらの会社は、駐車場の精算機メーカーアマノの関連会社であります。センサー技術を応用したトマト栽培に関する管理技術を提供しています。平成26年10月から北海道長万部町、群馬県桐生市、茨城県北茨城市、岐阜県海津市、申請地である本市で、トマト栽培を行っていく計画です。

続きまして、整理番号2-1083は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は24ページを御覧ください。契約期間は3年、筆数は3筆、面積は1,490㎡です。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から補足させていただきます。

23ページの整理番号2-1083でございますけれども、6月の総会におきまして議論がありました新戸の田、3筆の利用権設定になります。この所有者の意向につきましては、6月の総会、7月の全員協議会で御説明させていただいたところでございますけれども、まず、畑で耕作することを予定しておりました。地区担当委員さんにも地域の状況を伺いまして、地域の方で費用を出し合って整備した土地であることとか、水稲としての地域との調和というところを踏まえ、水稲の継続が望ましいと考えられましたことから、所有者の方に、今後の利用に関して相談いたしまして、所有者の意向に基づき、今回の利用権の設定となったものです。なお、担い手についてでございますけれども、担当地区委員さんにも御協力いただきまして探していただきましたけれども、今申請におきましては、借受人は貸出人の知人でありまして、愛川町農業委員会に確認いたしましたところ、きれいに耕作されているとの回答を受けております。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

2-171、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、作付はどんなふうにするんですか？

事務局（伊藤担当課長）

こちらはビニールハウスの中でトマトの栽培を行っていく計画です。

16番（藤村委員）

それはいいとして、面積は大きいですね。全部、ビニールハウスですか。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい。

10番（小林委員）

2-171ですけれども、賃料が普通の平均よりもかなり高いんですが、相対の契約なのでいいと思うんですけれども、こういう値段でもいいんですかというか、あんまりこういう値段で貸し借りを見たことないんですけど、どうなんですか。

事務局（伊藤担当課長）

私も疑問に思ったんですが、その金額を払えるぐらいの技術力を持っている企業だと聞いております。ここで栽培して販売するトマトをブランド化していきたいということで行っている業者になります。

10番（小林委員）

もう一つ、契約期間が10年で、法人といいますか、会社ですと、儲けがなくなって赤字になると、すぐ撤退するというイメージがあるんですよ。もし、途中で契約を終了したいというときに、建てたハウスとか撤去費用は、当然、利用権設定を受けるほうでやるということでもいいんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

おっしゃるとおりです。

10番（小林委員）

分かりました。

17番（高橋委員）

2-171、今、小林委員の質問に、利用権を設定して、こういうハウスを建てたものの、もし、倒産とか、使い道がなくなったときに、利用権を受けた者が片づけると言われましたけれども、本当にそれでいいんですか。私の考えですと、農地の中にソーラーパネルを設定する場合に、ソーラーパネル屋さんが最終的に事業ができなくなった場合には、片づけるだけの余裕がなければいけないと聞いています。ですから、設定するものが、逆にハウスを建てた場合には撤去するだけの費用負担をしなければいけないから、それなら前渡金として渡しておくとか、そういうことを含ませてやったほうがいいんじゃないでしょうか、いかがでしょうか、そこまで立ち入ってはまずいかな。

事務局（伊藤担当課長）

解除条件付でやっていますので、市も含めて、3者間で協定を結んで、それで農地の

貸出しをするものになっていますから、もし倒産するとか、そうなったときに、当然、市では負担はできませんけれども、本来であれば、倒産した場合であっても、撤去費用は借りた業者が出すべきだとは思いますが。

17番（高橋委員）

そうだね、借りた者が撤去する。その辺が撤去できなくなってしまう可能性があるわけじゃないですか。そこまで突っ込んではいけないものなのですか。

事務局（伊藤担当課長）

この会社は、いわゆる農業をやるための法人になっていますので、先ほどちょっと言いましたけど、出資している会社に、駐車場の精算機メーカーがいるんですよ。なので、最悪、想像ですけども、その会社が設定を受ける会社に代わって撤去することも考えられますが、原状回復ができない場合は貸人から請求することとなります。

17番（高橋委員）

その辺の説明をしたらいかがですかと。私の土地でないから、それほど強くは言えませんが、そんなことをちょっと忠告してあげたらいかがでしょうか。

以上です。

16番（藤村委員）

2つあります。

1つは、小林さんが言われたように費用が高い、これはこれでよろしいわけですけど、統計はどうするか。1㎡に換算すると250円ぐらいになる。そうすると、今までの費用は、JAが仲介しているものの50倍ぐらいだけど、幸いなことに、うちの平均の取り方は未利用地は削るので、これ1点ということになれば削られてしまうので、皆さん、この法外な値段を目にしなくて済むんだけど、これ、どうなりますか。

事務局（伊藤担当課長）

上と下は切ります。

16番（藤村委員）

上と下は切ってしまうよね。ただ、何枚もあるから、これっていうと切れなくなってしまうと、出てくるんだけど。

事務局（伊藤担当課長）

この契約自体は全て対象外です。

16番（藤村委員）

切られる中に入るのね。

事務局（伊藤担当課長）

1㎡当たり236円なので、金額的には高いと思うんです。ですので、この契約自体を対象外としてしまいます。

16番（藤村委員）

それと、規模が大きい。それから、ホームページで見ますと、施設のトマト栽培ということで、イメージとしては、多分、この間、山梨の施設を見に行きましたけど、ああいった感じを受けるのではないかと、思うんですよね、私は。そうすると、排水とか、水とか、そういったものはどうなるんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

すいませんけれど、農地の貸し借りのところなので、はっきり言って、この事業計画

自体は、こちらには何ら回ってこないんですよ。ただ、養液栽培でやるということは聞いています。そうすると、循環させると思いますので、そうそう排水は出ないと思います。

16番（藤村委員）

一応、今のところ分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第61号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 6 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 6 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、24 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 7 2 から 2 - 1 7 9 及び 2 - 1 0 8 4 から 2 - 1 0 8 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 1 2 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページから 27 ページを御覧ください。案内図は 25 ページから 29 ページです。

まず、整理番号 2 - 1 7 2 から 2 - 1 7 9 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 8 件、12 筆、面積は 11,930 m²です。

続きまして、整理番号 2 - 1 0 8 4 及び 2 - 1 0 8 5 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 2 件、3 筆、面積は 3,140 m²です。案内図は 30 ページ、31 ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 2 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 6 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第63号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第63号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、29ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第63号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号2-78から2-83及び2-1008は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和2年12月1日付け及び令和2年12月9日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長並びに令和2年12月10日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和2年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、30ページから33ページを御覧ください。案内図は25ページから29ページを御覧ください。

まず、整理番号2-78から2-83は、農地中間管理機構が耕作者に貸出しを行うことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は6件、12筆、面積は11,930㎡です。

続きまして、整理番号2-1008は、農地中間管理機構が耕作者に貸出しを行うことについて、相模原市長から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。案内図は30ページ、31ページを御覧ください。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。件数は1件、3筆、面積は3,140㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

新規ということになっていますけれども、これは前からやられているところですね。

事務局（伊藤担当課長）

整理番号2-81については更新となっております。本来だったら10月の総会で上がるべき方ですが、所有者側に相続が発生した関係で、一旦、契約が切れてしまった案件ですけれども、そのほかについては、皆、新規になります。

16番（藤村委員）

あ、そう。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい、結構です。

議長（八木会長）

ほかにはよろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第63号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 1 0 報告第 5 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて**

日程 1 1 報告第 5 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 2 報告第 5 3 号 非農地証明書の発行について

**日程 1 3 報告第 5 4 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について**

**日程 1 4 報告第 5 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程 1 5 報告第 5 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 0 報告第 5 1 号から日程 1 5 報告第 5 6 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

4 0 ページ、ホソヤファームさん、かなり頑張っけて卵を売られているので、1 1 億円の売上げというのは不思議な数字ではないんですけど、畑がどう使われているかというところが興味あるところで、1 ヘクタール、1.3 ヘクタールですか、とすると何百万という話だと思うんですけど、これはこういう書き方でいいんですか。卵の売上げが知りたいわけではなくて、使われている畑がどう機能しているかというのを聞きたいわけですよ。

事務局（伊藤担当課長）

ただ、売上高となりますから、そうすると、法人としての売上高ということで、全体、括弧書きでもありますけれども、相模原市よりは太田市のほうが、結構、経営面積が広いんですね。それを含めた中で、相模原市に所在する法人なので、この報告が出てきてしまうということになります。あくまでも法人としての報告で、耕作という報告ではないんですね。法人として義務づけられている報告を市に出している。

事務局（鈴木次長）

3 9 ページに書いてある 4 つの要件に基づいた根拠資料が 4 0 ページからになるので、要件が皆さんに適していますよという報告をさせていただいているものです。です

から、法人形態ですとか、事業要件ですとか、4つの状況がどうなのかということをも40ページから資料でつけている報告書になっているので、この報告書には、耕作の筆ごとの面積などは、ほとんど書き込まれていないものでございます。

16番（藤村委員）

だから、法人は生きているよというだけの話で、農業委員会としては、農地が適切に使われているかどうかということを見ているわけですよ。そうすると、そのことは書く文書ではないというわけですか。

事務局（鈴木次長）

適格法人としての要件を満たしているかどうかを皆さんに報告させていただいております、この4つの項目に対して。

16番（藤村委員）

前、どなたかがコメントしていたけど、鶏ふんのごみ捨て場にしている、そういう使い方をしているという話をどこかでしていたと思うんです、農地としての確に使われているかどうか、私、売上げのことでいろいろ言っているけど、気になっているんです。そこら辺はこれでは全然、評価することはないと。農地利用を推進委員さんとかで評価して、おかしいよということになれば、それはそれでいいけど。

事務局（鈴木次長）

それはそれとして対応することですね。ここで皆さん方に、年1回、3か月以内に報告するという決まっていますので、法人要件の要否についてを皆さんに報告しているものですから、耕作の状態が適している、適していないという情報があるのであれば、それはそれで、別途、議論は必要なのかなと思います。確かに、内容は大事だとは思いますが、報告事項として載せている趣旨が法人の要件を満たしているかどうかということで報告をさせてもらっているものなので、それが要件として4つあって、4つの項目に対する資料の作り方になっている。

16番（藤村委員）

報告してくださって結構ですけど、中は見なくていいということかしら。

議長（八木会長）

農地については、現地は推進委員さんが回っていますので、もし、その確認の中から上がってくるようなことがあれば、また別途で考えていきたいと思えますけど。

16番（藤村委員）

前もその話をしたんだけど、推進委員さんの評価とこれとがリンクしていないんですよ。だから、報告書が出てきたときに、この養鶏業者さんの土地の利用がきちんとAになっていれば何も言うことない、そういう報告があれば何の問題もないと思うんです。

事務局（鈴木次長）

藤村委員さんのおっしゃっていることも理解はしているんですが、今、法人としての要件の確認として報告をさせていただいているのは、先ほどもお話ししたんですけど、3か月以内に報告しなさいということになっているわけです。農業委員会としては、要件を満たしているかどうかを確認しなさいということになっているんですね。その要件がここに書かれた1番から4番の部分で、これに対して報告をさせていただいているんです。法人としての要件を満たしているかどうかの項目について、御説明をさせていただいています。別途、そういう情報が入るのであれば、また、そこはきちんとやりまし

ようねということで、法人さんに対しても、委員会からお伝えするというものだと思います。

16番（藤村委員）

では、40ページは何の意味があるんですか。

事務局（伊藤担当課長）

法人としての要件の判断基準です。

事務局（鈴木次長）

1番から4番まで満たしていますよというのを皆さんで確認していただく、これが報告事項になっているんですね。ですから今、法人形態と事業要件と議決権と経営責任、この4つについての報告書になっているんですね。ですから、この報告とは別途、耕作状況で問題があるのであれば、そこはまた、きちんと押さえて、それを委員会として法人にお伝えするという必要だと思います。

16番（藤村委員）

推進委員さんが仮にC、Dとか、日々、報告されているのは、事務局でチェックされているわけですよ。普通、農家さんだったら、畑を草ぼうぼうにしておいて、意向調査とか、いろいろなことを3年やってあげばいいのかもしれないけど、事務局はそういう目で見ているわけですか。別に、今日は報告事項でオーケーなんですよ。

事務局（鈴木次長）

農業委員会では、法的に法人の要件を満たしているかどうか確認しなさいということになっています。その要件は4つあって、それを40ページに書いてあるわけです。それで右側に適していると書き込ませていただいたもの、これを書くための資料が40ページからのものです。ですから、40ページを見て、1から4までの4つの要件を満たしていますというものが1枚、39ページのペーパーを事務局でつくって、皆様方に御説明して、その4つの要件を満たしているというのを農業委員会の中で確認していただいているものです。ですから、この4つの中には耕作状況という項目がないんですね。

16番（藤村委員）

了解しました。地元の農業委員としては、この方がどこを使っていて頑張っているかなというのを評価したいと思うので、地番を教えてください。

以上です。

11番（齋藤委員）

初歩的な質問だけど、農地所有適格法人の申請を受けて、許可を出す部門は農政課とか、そういう部門なんですか。

それと、適格法人になると、申請した会社に、主としてどういうメリットが与えられるんですか。先ほど藤村さんがいろいろおっしゃっていることが、そういうものとの関連が出てくるのではないかと私は思うんですけど。

事務局（伊藤担当課長）

農地所有適格法人とは、まず、どこで認可をするかということ、最終的には、うちで、今ここに載っているような条件を確認して、定款だとか、当然、法人登記をした上で、条件に合致しているかどうかを確認して認定します。

11番（齋藤委員）

農業委員会ですね。

事務局（伊藤担当課長）

どちらかというと、農業委員会でそれを行っています。

11番（齋藤委員）

はい、分かりました。そのメリットはありますか。

事務局（伊藤担当課長）

メリットは、同じものですけど、生産法人のときには、農地を所有できなかったんです、借りるしかできなかった。それが、法律が変わって、農地所有適格法人という法人格になって、農地を所有することができるようになった。

11番（齋藤委員）

農地が所有できるということ。

事務局（伊藤担当課長）

はい。

11番（齋藤委員）

はい、それがメリットということだね。

事務局（伊藤担当課長）

メリットとしては、それぐらいです。内容としては前と同じになっていますので。

11番（齋藤委員）

はい、分かりました。

事務局（鈴木次長）

ちなみに、さきほど、トマトハウスの話をしていましたけれども、あれは解除条件付の法人で、この法人とは、また別です。解除条件付は、購入ができず、借りるだけになります。

11番（齋藤委員）

農地を買えないということね。

事務局（鈴木次長）

そうです。

11番（齋藤委員）

分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

よろしいですか。

事務局（鈴木次長）

先ほどの藤村委員さんの筆というところは、また、個々に担当者とやり取りしてもらって、知りたい部分については、それに答えたいと思いますから、申し訳ないですけど、事務局とやり取りをさせていただきます。

議長（八木会長）

それでは、ほかにはないので、以上で日程10報告第51号から日程15報告第56号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第22回総会を終了いたします。